

＜令和8年度 税制改正について＞

○給与所得控除額の見直し

給与所得控除額について、最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられ、給与収入金額 190 万円まで給与所得控除額が 65 万円となります。

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	
162万5千円超 180万円以下	給与収入×40%－10万円	65万円
180万円超 190万円以下	給与収入×30%+8万円	
190万円超 360万円以下	給与収入×30%+8万円	
360万円超 660万円以下	給与収入×20%+44万円	
660万円超 850万円以下	給与収入×10%+110万円	
850万円超	195万円	

※1 給与収入 190 万円以上は税制改正による影響なし

※2 給与所得控除額の改正に伴い、家内労働者等の事業所得の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円に引き上げられます

○各種所得要件の引き上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
扶養親族および同一生計配偶者の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額	48万円以下	58万円以下

○特定親族特別控除の創設

19歳以上 23歳未満で合計所得金額が 58万円超 123万円以下の生計を一にする親族は、特定親族特別控除の対象となります。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	
	住民税	所得税
58万円超 85万円以下	45万円	63万円
85万円超 90万円以下	45万円	61万円
90万円超 95万円以下	45万円	51万円
95万円超 100万円以下	41万円	
100万円超 105万円以下	31万円	
105万円超 110万円以下	21万円	
110万円超 115万円以下	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	

○住宅借入金等特別税額控除について

(1) 子育て世帯等への借入限度額の上乗せ措置の延長

認定住宅等を新築等した19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯（特例対象個人）が令和7年中に居住の用を供した場合、借入限度額の上乗せ措置が、令和8年度も引き続き適用されます。

住宅区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

(2) 床面積要件の緩和措置の延長

合計所得金額が1,000万円以下の方を対象に、新築住宅の床面積要件を40m²以上に緩和する措置の適用期限が、令和7年12月31日まで延長されます。

ただし、令和6年1月以降に建築確認を受けた新築住宅について、省エネ基準に適合しない住宅は住宅借入金等特別控除の適用対象外となります。